

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合 以外の場合）
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条の2 第1項（免許証の更新の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、 第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、 第37条の5（免許証の更新の特例）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者 に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けよう とする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の2（免許証の更新 の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：(1) 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 (2) 各警察署(松江警察署及び浜田警察署を除く。)及び広域交番 4週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は5週間）
申 請 先：島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター、各警察署 (松江警察署及び浜田警察署を除く。)及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター、各警察署 及び広域交番
備 考：